

# 廃棄物処理施設等の 設置等について



岩手県 環境生活部 資源循環推進課

# 関連する法律及び条例

- ◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
（→廃棄物処理法。以下、「**法**」）  
その他、政省令等も参考のこと。
- ◆ 循環型地域社会の形成に関する条例  
（→以下、「**条例**」）  
その他、条例施行規則も参考のこと。
- ◆ 使用済自動車の再資源化等に関する法律  
（→以下、「**自リ法**」）

# 本日の説明内容

はじめに 廃棄物の種類と処理について

1 廃棄物処理施設等の設置等手続きについて

2 事前協議制度の概要について

(休憩)

3 技術上の基準について

4 廃棄物処理施設等設置等事前協議書作成  
の手引き（以下、「手引き」）について

# アンケート①

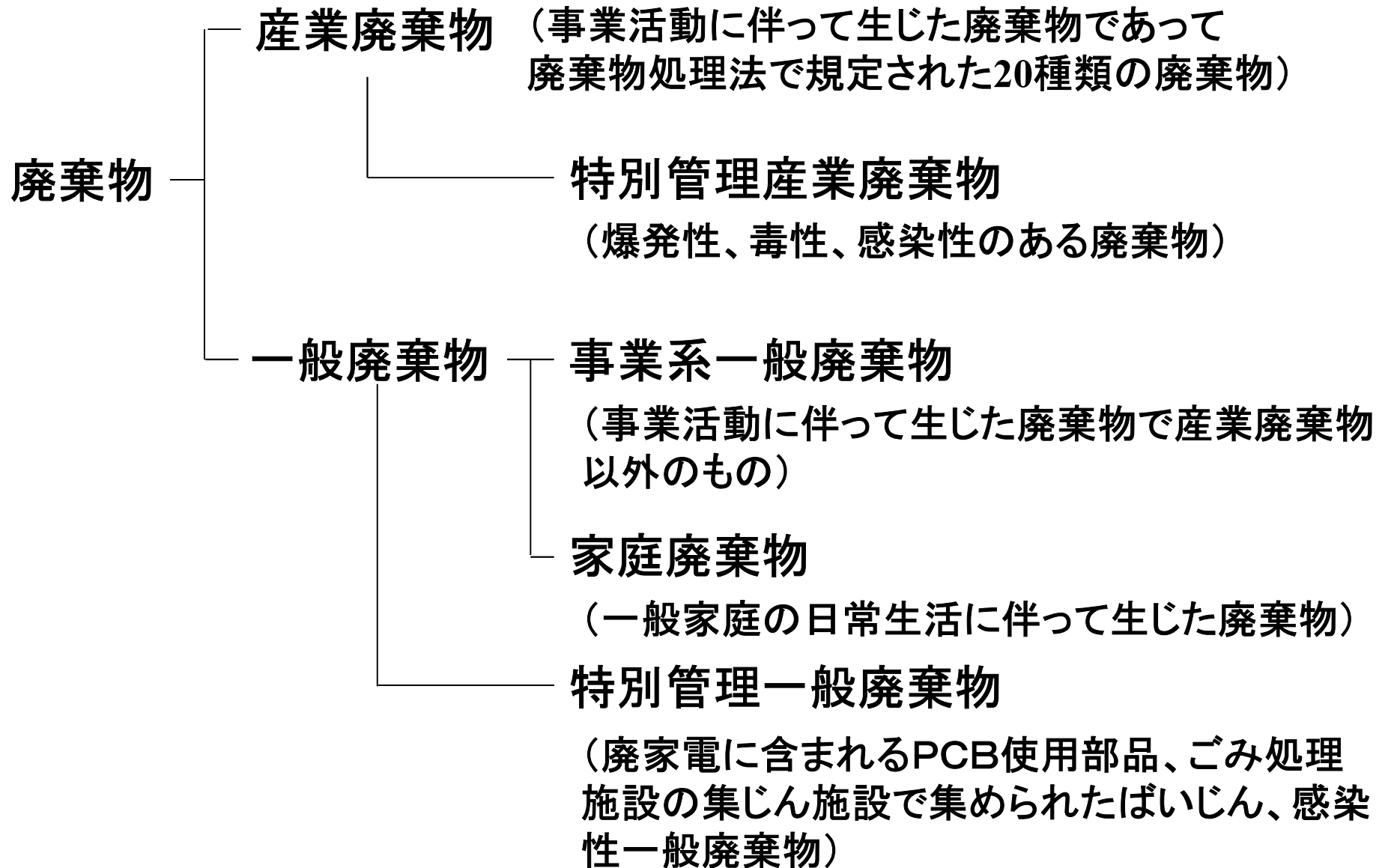
Q：廃棄物関係の業務に携わって何年目ですか

- ① 1年未満
- ② 1年以上 3年未満
- ③ 3年以上 5年未満
- ④ 5年以上

～はじめに～

廃棄物の種類と処理について

# 廃棄物の種類



# 産業廃棄物の種類と具体例（20種類） 1～12

	種類	具体例	
あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	2	汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	4	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	10	鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	11	がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	12	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

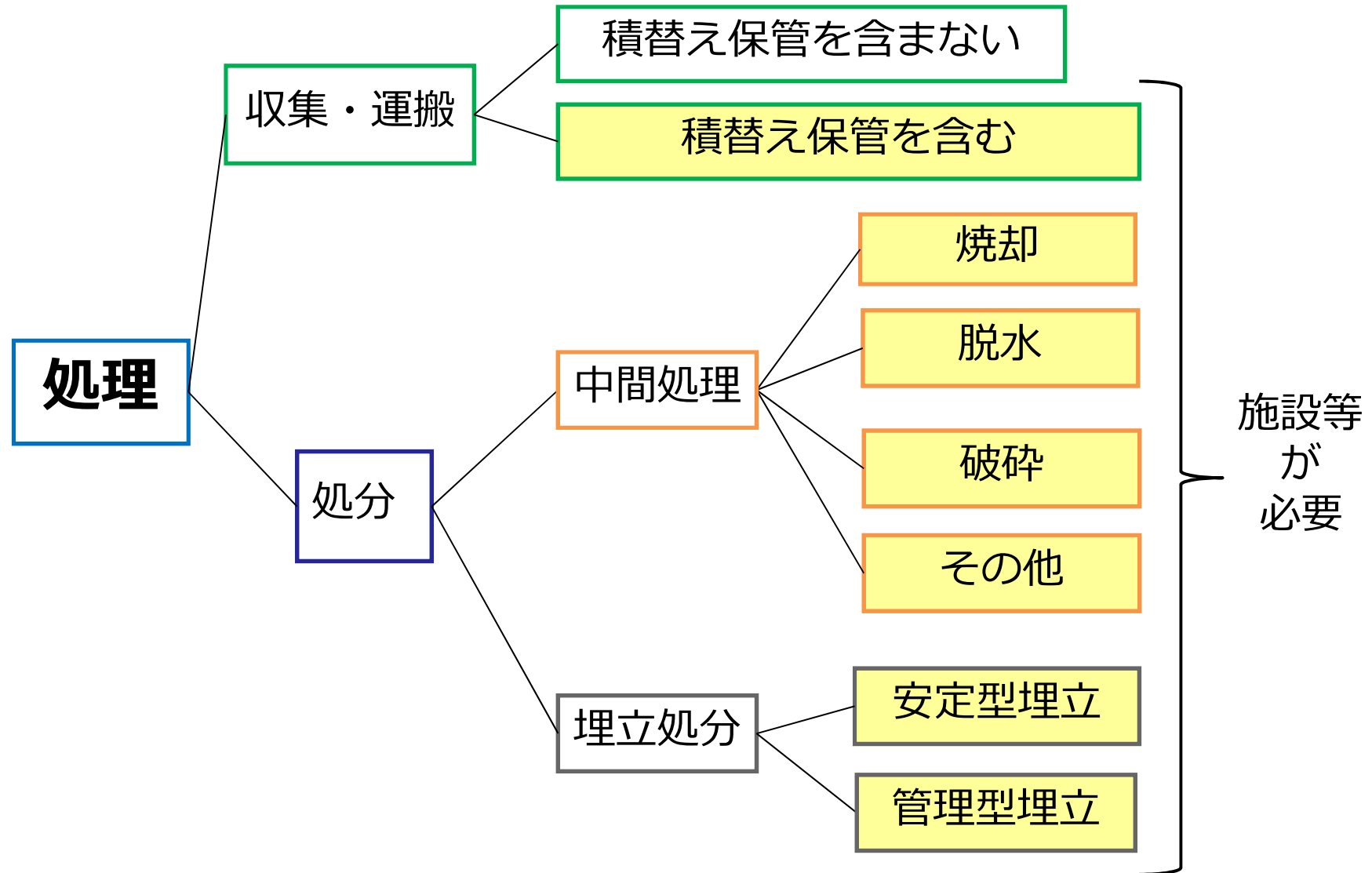
# 産業廃棄物の種類と具体例（20種類） 13～20

## （業種限定のある産業廃棄物）

特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	14	木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	15	繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	



# 産業廃棄物処理とは



※他人の廃棄物を取り扱う場合は「処理業」の許可が必要

# 1 廃棄物処理施設等の設置等手続きについて

# 廃棄物処理施設等の設置等手続き

廃棄物処理施設等設置等事前協議（条例）



設置許可対象施設



設置許可対象外施設



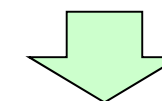
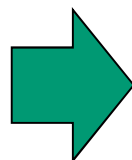
設置許可  
変更許可  
軽微変更届  
借受け、譲受け許可  
など



工事着手届等（条例）



施設設置等



廃棄物処理業  
の許可等

# 廃棄物処理施設等の設置等手続き

## 事前協議の対象施設

(1) 廃棄物処理法に基づく設置許可が必要な施設

(2) 産業廃棄物処理業者が設置する  
(1) 以外の施設

(3) 小規模再生事業施設

廃棄物処理法第20条の2の登録を受ける場合（一般廃棄物、5 t未満）

(4) 自り法の解体業または破砕業  
に用いる施設

設置許可  
対象外施設

※資料4ページに記載されています。

# 廃棄物処理施設等の設置等手続き

## 法に基づく設置許可等の対象施設

(資料 4 ページ)

	施設の種類	処理能力等
一 施設 処理	ごみ処理施設	5 <sup>t</sup> /日以上(焼却施設は200kg/時又は火格子2m <sup>2</sup> 以上)
	し尿処理施設	全ての場合
	最終処分場	全ての場合
産 廃 処理 施設	汚泥の脱水施設	10m <sup>3</sup> /日超
	汚泥の乾燥施設	10m <sup>3</sup> /日超 (天日乾燥は100m <sup>3</sup> /日超)
	廃油の油水分離施設	10m <sup>3</sup> /日超
	廃酸、廃アルカリの中和施設	50m <sup>3</sup> /日超
	廃プラスチック類の破碎施設	5 <sup>t</sup> /日超
	木くず又はがれき類の破碎施設	5 <sup>t</sup> /日超
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	全ての場合
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全ての場合
	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	全ての場合
	廃水銀等の硫化施設	全ての場合
	シアン化合物の分解施設	全ての場合
	PCB処理施設	全ての場合
	汚泥の焼却施設	5m <sup>3</sup> /日超又は200kg/時以上又は火格子2m <sup>2</sup> 以上
	廃油の焼却施設	1m <sup>3</sup> /日超又は200kg/時以上又は火格子2m <sup>2</sup> 以上
	廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日超又は火格子2m <sup>2</sup> 以上
	産業廃棄物の焼却施設	200kg/時以上又は火格子2m <sup>2</sup> 以上
最終処分場	全ての場合	

# 廃棄物処理施設等の設置等手続き

廃棄物処理施設等設置等事前協議（条例）



設置許可対象施設



設置許可対象外施設



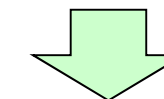
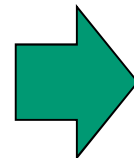
設置許可  
変更許可  
軽微変更届  
借受け、譲受け許可  
など



工事着手届等（条例）



施設設置等



廃棄物処理業  
の許可等

手続きには  
事前協議が必要

# 廃棄物処理施設等の設置等手続き

## 廃棄物処理施設に関する法手続き

### 1 産業廃棄物処理施設

- (1) 設置許可 (法第15条)
- (2) 変更許可 (法第15条の2の6第3項)
  - ・処理能力が10%以上増大
  - ・管理目標値の変更(生活環境の負荷増大)など
- (3) 軽微変更届 (法第15条の2の6第3項)
  - ・処理対象廃棄物の変更
  - ・変更許可に該当しない処理能力の変更
  - ・構造、維持管理計画、役員の変更 など
- (4) 譲受け、借受け (法第15条の4)
  - ・譲受け、借受けする側が行う手続き

# 廃棄物処理施設等の設置等手続き

## 2 一般廃棄物処理施設

- (1) 設置許可 (法第8条)
  - (2) 変更許可 (法第9条第1項)
  - (3) 軽微変更届 (法第9条第3項) 産廃施設と同様
  - (4) 譲受け、借受け (法第9条の5)
- 
- (5-1) 産業廃棄物処理施設設置者による特例届  
(法第15条の2の5 第1項)
  - (5-2) 非常災害時の特例届  
(法第15条の2の5 第2項)
  - (6) 非常災害に係る設置届(法第9条の3の3)

※ (5-2)、(6) は事前協議対象外



# 廃棄物処理施設等の設置等手続き

## (5-1) 産業廃棄物処理施設設置者による特例届 (法第15条の2の5第1項)

- 特定の産廃処理施設で処理する産廃と同じ性状の一廃を処理する場合、  
産廃処理施設の許可があれば、届出で一廃処理が可能。  
(届出で一廃処理施設を設置可能)
- 他人の一廃を処理する場合には、処理について市町村の許可や委託契約等が必要

# 廃棄物処理施設等の設置等手続き

特定の産廃処理施設で処理する産廃と同じ性状の一廃

破砕施設・・・廃プラ、木くず、コンクリート破片(がれき類)

焼却施設・・・廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、  
動物系固形不要物、動物の死体

石綿溶融施設・・・石綿含有一廃

遮断型最終処分場・・・基準不適合水銀処理物

管理型最終処分場・・・

燃えがら、廃プラ、紙くず、木くず、  
繊維くず、動物系固形不要物、ゴムくず、  
金属くず、ガラ陶、コンクリートの破片、  
動物のふん尿、動物の死体、  
ばいじん(特管除く)、基準適合水銀処理物

産廃の処理と、一廃の処理は区分して行う

# 廃棄物処理施設等の設置等手続き

## (5-2) 非常災害時の特例届

(法第15条の2の5 第2項)

- ➡ **非常災害**のための**応急措置**として、特例届（法第15条の2の5第1項）に規定されている廃棄物処理を行う場合は、処理開始後遅滞なく届け出する。

## (6) 非常災害に係る設置届（法第9条の3の3）

- ➡ **非常災害**で発生した廃棄物の処理を市町村から委託された者が届け出る。

# 廃棄物処理施設等の設置等手続き

令和3年4月より取扱いを変更

## 施設の更新・交換に係る手続き

(1) 同一の廃棄物処理施設に更新する場合

- ・ 事前協議不要
- ・ 改めての設置許可は不要
- ・ 使用前検査を受ける

(2) 廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合

- ・ 事前協議不要
- ・ 変更に係る手続きは不要

※ 既許可と全く同じに更新・交換する場合が対象。  
変更がある場合は、変更に係る手続きが必要。

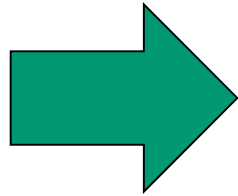
## アンケート②

Q：法に基づく産業廃棄物処理設置許可が  
必要な施設を次の中から選んでください

- ① 廃酸・廃アルカリの中和施設  
(処理能力：60m<sup>3</sup>/日)
- ② 廃プラスチック類の破碎施設  
(処理能力：4 t/日)
- ③ 廃プラスチック類の溶融施設  
(処理能力：6 t /日)
- ④ 金属くずの破碎施設 (処理能力：6 t /日)

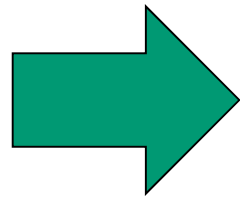
## 2 事前協議制度の概要について

資料 3～14ページでご説明します。



## 資料 3 ページ

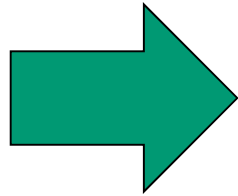
- 事前協議の前に
  - ・ 関連法令等の調査、打ち合わせ
  - ・ 周辺生活環境調査
  - ・ 住民説明
- 審査過程で不明事項照会があった場合は回答が必要
- 県から関係機関へ意見照会に要する期間もある
- 各手続きの詳細は、5 ページ以降に記載



## 資料4ページ

- 事前協議が必要
  - ・「廃棄物処理施設等」の、設置、変更、譲受け、借受け
  - ・「廃棄物処理施設等」に関する変更すべて
- 事前協議が不要
  - ・門扉、立札、雨水流入防止設備、洗車設備、消火設備、管理事務所の変更





## 資料5ページ3(1)

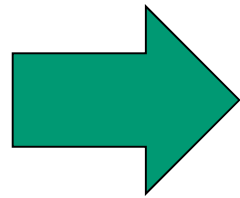
- 関係法令の確認が重要（8ページに一覧表と窓口）

### 開発関係法令

- ・ 滝沢市、矢巾町の市街化調整区域
- ・ 他法令の許認可が必要になることもある
- ・ 都市計画区域が拡張されることもある
- ・ 変更や施設入れ替えであっても、新たに許認可が必要な事例もある

### 環境関連法令

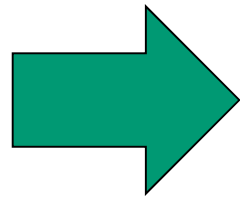
- ・ 騒音・振動等の各種環境規制値
- ・ 環境アセスメント（法・条例）



## 資料5ページ3(2)

+ 9ページ

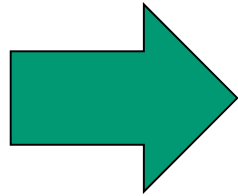
- 周辺生活環境調査が必要
  - ・ 生活環境保全のため注意すべき事項を把握するもの
  - ・ 法許可手続きにおける生活環境影響調査とは異なる
  - ・ 事前協議書様式第10号の記載事項になる
- 調査項目は9ページに記載
  - ・ 積み替え保管施設は、井戸、湧水、気象が対象外
  - ・ 備考1は、自ら処理の場合



資料 5 ページ 3 (3)

+10～11ページ

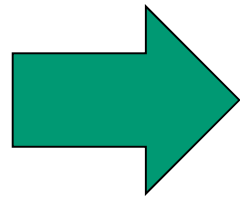
- 周辺住民に対する事前説明が必要
- 事前説明の要・不要
  - ・ 新規設置、変更許可、借受け、譲受けの場合は必ず実施
- 不要な場合の例
  - ・ 表 1 (1) (2) 許可施設で搬入搬出時間以外の軽微変更
  - ・ 表 1 (5)イ 産廃処理業者が設置する許可不要施設  
(= その他処理施設) で、上記に相当する場合
  - ・ 表 1 (6) 排出事業者の自ら処理
  - ・ 表 1 (7) 移動式施設



資料 5 ページ 3 (3)  
+12ページ

● 事前説明の対象者

- ・ 周辺地域の居住者
- ・ 隣接土地の所有者
- ・ 搬入道路（幅員 5 m以下）に隣接する区域の居住者
- ・ 放流先水路管理者、利水権者

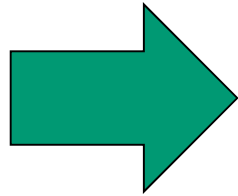


資料 5 ページ 3 (3)

+ 13 ページ

+ 22 ページ

- 事前説明の方法
  - ・ 説明資料により実施する
  - ・ 資料には、**必要事項を記載**する
  - ・ 説明会または、個別説明（間接説明を含む）で説明
- 事前説明の結果のとりまとめ
  - ・ 事前協議**様式第9号**に記載
  - ・ 説明対象と規定されている「個人ごと」に作成
  - ・ 団体等へ説明した場合は、代表者について作成し対象者の一覧表に間接説明の相手を記載

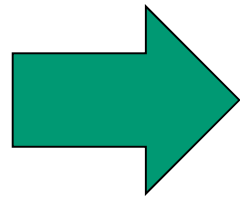


資料 5 ページ 3 (4)

+ 14 ページ

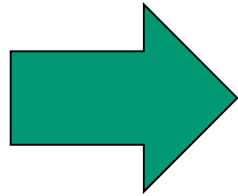
## ● 事前協議書の提出

- ・ 施設設置場所を管轄する広域振興局の保健福祉環境部（センター）に、正副 2 部提出
- ・ 県外業者の場合は、県庁資源循環推進課に 1 部提出
- ・ 窓口にて形式審査後に受理され、内容審査へ



## 資料5ページ3 (5) (6)

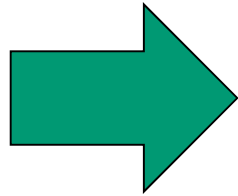
- 事前協議書の審査
  - ・事業計画、法の構造基準等を審査
  - ・不明な事項がある場合、照会し補正を求める
  - ・補正後に、関係機関に意見照会
  - ・標準処理日数は80日または130日
    - ※土日祝日閉庁日は含めない
    - ⇒暦の1か月は、20日程度に相当
    - ※協議者が補正に要した時間は含めない
- 事前協議結果の通知
  - ・調った、調わなかった



## 資料6ページ4、5

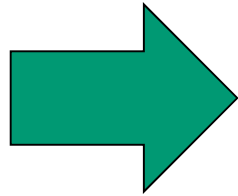
- 事前協議書の作成方法
  - ・ 資料14ページ以降を参照して作成
  - ・ この後、概要を説明
- 事前協議終了後
  - ・ 法許可施設⇒施設設置許可申請等の法手続き
  - ・ それ以外⇒工事着手届





## 「資料」 6ページ6

- 勧告、公表する必要がある事例
  - ・ 事前協議を行わずに、施設を設置
  - ・ 結果通知前に、施設を設置
  - ・ 調わなかった通知を受けたが、施設を設置
  - ・ 事前説明をしなかった



## 資料7ページ7

### ●事前協議のメリット

#### ・周辺住民の理解醸成

・投資リスクの回避

・関連法規の確認

各種基準への適合状況  
事業計画の確認

## アンケート③

Q：廃棄物処理業者が廃棄物処理施設等を設置等する際に周辺住民等に対する事前説明が不要な場合を次の中から選んでください

- ① 法に基づく設置許可が不要な施設の新規設置する場合
- ② 法に基づく設置許可が必要な施設の譲り受ける場合
- ③ 処理能力を5%増大させる変更をする場合
- ④ 既に処分業を営んでいる中間処理場に廃棄物処理施設等の設置等を行う場合

### 3 技術上の基準について

# 技術上の基準について

事前協議において確認する基準等

法による廃棄物処理施設の  
技術上の基準

条例による廃棄物処理施設  
等の構造基準

通知による取扱い

事業計画、手引きに示した事項等

※法、条例はそれぞれ施行令、施行規則を含む

# 技術上の基準について

法による廃棄物処理施設の  
技術上の基準

条例による廃棄物処理施設  
等の構造基準

通知による取扱い

事業計画、手引きに示した事項等

共通基準

個別基準

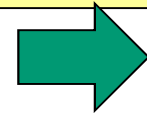
# 技術上の基準について

## 法による廃棄物処理施設の技術上の基準

	一廃処理施設 (法施行規則第4条)	産廃処理施設 (法施行規則第12条) (法施行規則第12条の2)
共通基準の例	<ul style="list-style-type: none"><li>●自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全。</li><li>●産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</li></ul>	
個別基準の例	<ul style="list-style-type: none"><li>●汚泥の脱水施設 床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること</li><li>●最終処分場 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令</li></ul>	

# 技術上の基準について

## 条例による廃棄物処理施設等の構造基準



資料45～65ページ参照

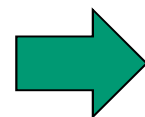
- 許可対象外施設に、法の**共通基準相当**の内容を適用拡大（条例第29条）
- **付帯設備等**の基準を規定（条例施行規則第21条）  
（例）・事業場周辺の囲い、施錠できる門扉の設置、出入口の立札 など
- 許可施設以外施設の**個別基準**を規定（条例施行規則第22条）
  - ・積替え保管施設 保管場所の構造（屋根、ためます） など
  - ・中間処理施設 許可対象規模未満まで、構造基準を拡大
  - ・最終処分場 保安距離、法面勾配・高さ、浸出液処理設備能力 など

● 循環型地域社会の形成に関する条例等の逐条解説書  
トップページ > くらし・環境 > 環境 > 環境政策 > 循環型社会・リサイクル > 循環型地域社会の形成に関する条例等の逐条解説書について



# 技術上の基準について

## 通知による取扱い



資料66～74ページ参照

- 廃棄物処理施設設置等事前協議及び廃棄物処理施設等の構造基準及び維持管理基準に関する留意事項について
- 条例、条例施行規則の運用を定めたもの
  - (例) 囲いの高さ (1.8m)、構造
  - 雨水等流入防止設備の構造、能力
  - 十分な広さの駐車場
  - 最終処分場の保安距離 2 m、区域杭の構造
  - 最終処分場の設備等の構造

トップページ > くらし・環境 > 環境 > 産業廃棄物 > 廃棄物処理施設設置許可申請書作成の手引き及び廃棄物処理施設等設置等事前協議書作成の手引きについて

# 技術上の基準について

## 固定式 がれき類の破碎施設の例

共通基準

法施行規則第12条（条例第29条） 関係 産廃処理施設等の構造基準

1	構造耐力上安全であること。 (自重・積載荷重・その他の荷重・地震力・温度応力) 設計計算により確認。
2	廃棄物・排ガス及び排水・薬剤等による腐食防止のための必要な措置が講じられていること。
3	飛散、流出、悪臭の発散を防止するための構造、又は設備が設けられていること。
4	騒音・振動の防止措置が講じられていること。
5	排水を放流する場合は生活環境保全に支障がないようにするため、排水処理設備が設けられていること。
6	廃棄物の受入設備の容量は十分であること。 処理後の廃棄物の貯留設備の容量は十分であること。

# 技術上の基準について

## 固定式 がれき類の破碎施設の例

付帯設備等

条例施行規則第21条関係

産廃処理施設等の構造基準

1	施設設置事業場の周囲にネットフェンス・亜鉛引鉄板等の耐久性の材質の囲いが設置されていること。但しみだりに人が立ち入れない場合を除く。 【通知】 囲いの高さは1. 8 m以上 施錠ができる門扉が設置されていること。
2	施設設置事業場の出入口に様式第17号の立札が設けられていること。
3	廃棄物処理施設等の外部から雨水等の流入を防止できる開渠等が設けられていること。
4	廃棄物処理施設等からの排水を公共用水域に放流する場合は、放流先まで管渠構造であること。 ただし、排水が溢れるおそれがない場合は、開渠構造とすることができる。
5	油水分離槽を設置する場合は、廃油抜き取り設備、抜き取り後廃油の貯留槽等が設けられていること。
6	施設設置事業場への搬入道路は、大型車両の通行に支障とならない幅員が確保されていること。
7	洗車設備が設けられていること。
8	管理事務所が設けられていること。

# 技術上の基準について

## 固定式 がれき類の破碎施設の例

### 破碎施設 【法・条例基準】 個別基準

1	粉じんの飛散を防止するフード、又は集じん器、散水装置その他の設備が設けられていること。 構造図で確認。
---	--

### 法施行規則第10条の5関係（中間処理施設） 産廃処分業の許可基準

1	廃棄物の処分に適した処理施設・附帯設備を有すること
2	保管する場合、保管施設は飛散・流出・地下浸透・悪臭発散の防止に必要な措置を講じた施設であること

### 運用通知関係

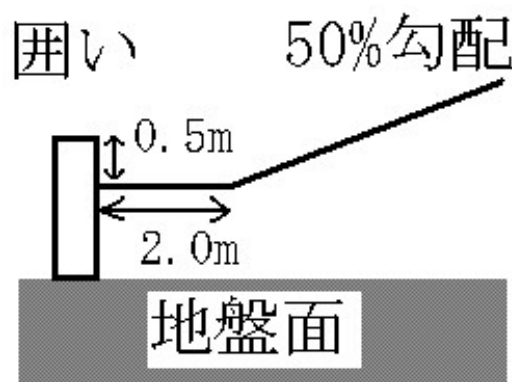
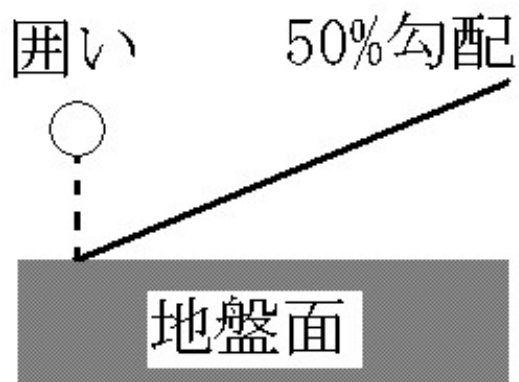
1	施設で処理する産業廃棄物を所定量、定常的に処理する能力を有すること。
2	十分な広さの駐車場が設けられていること。

# 技術上の基準について

## 固定式 がれき類の破碎施設の例

法施行令第6条関係 産廃の保管基準

1	周囲に囲いが設けられていること（保管する廃棄物の荷重が直接かかる場合は構造耐力上安全であること ⇒設計計算により確認。）
2	見やすい場所に掲示板が設けられていること
3	屋外において容器を用いずに保管する場合は高さの基準を超えないこと 高さの基準：勾配（50%）と保管場所面積から決まる 囲いに接する場合は上から50cmに荷重をかけないこと及び水平距離2mは勾配をつけないこと
4	積替保管施設にあつては保管量が平均的な一日の搬出量の7日分以内
5	中間処理施設にあつては保管量が処理能力の14日分以内



【50%勾配の例】  
水平距離 2 mあたり  
垂直距離 1 mの勾配

# 技術上の基準について

## 固定式 がれき類の破碎施設の例

条例施行規則第22条関係

積替保管及び中間処理における保管

1	原則として廃棄物を種類ごとに保管できる構造であること。
参考	安定型産業廃棄物以外の保管場所には、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからない設備が設けられていること。 ただし、木くずについては、規則第24条の維持管理基準を満たしている場合は、屋外保管できる。  (ア) 選別場所の周囲に、積み上げる高さの上限に相当する高さまで囲いが設けられているなど十分な飛散防止措置がなされていること。 (イ) 選別場所の床面は、コンクリート舗装又はアスファルト舗装であること。 (ウ) 選別場所の外部からの雨水等の流入を防止できる開渠きよその他の設備が設けられていること。 (エ) 選別場所からの排水を公共用水域に放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするため、沈殿槽その他の排水処理設備が設けられていること。

## アンケート④

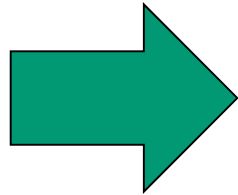
Q：廃棄物処理施設等に係る基準について誤っているものを次の中から1つ選んでください

- ① 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること
- ② 施設設置事業場の周囲には、囲いが設けられているとともに、施錠できる門扉が設けられていること
- ③ 産業廃棄物の種類にかかわらず、産業廃棄物の保管場所には、屋根等が設けられていること
- ④ 保管する産業廃棄物の数量が、中間処理施設の能力の14日分を超えないこと

## 4 廃棄物処理施設等設置等事前協議書作成の手引きについて

資料15～43ページでご説明します。



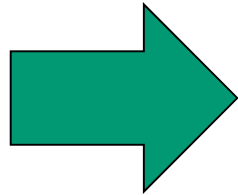


## 資料15ページ

様式第7号  
第一面

- ③欄
  - ・ 許可施設の場合は、法施行令第7条により記載  
⇒資料4ページ(1)の名称により記載
  - ・ ガラ陶(※)の破碎施設?
    - ⇒がれき類とガラ陶を同じ破碎施設で取り扱う場合  
施設種類：がれき類の破碎施設  
処理する廃棄物：がれき類、ガラ陶
    - ⇒ガラ陶のみ破碎する場合  
許可対象外施設

※ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず



## 資料16ページ

様式第7号  
第一面

- ⑦欄

混合物である場合の例【廃蛍光管】

廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(ガラスくずに限る。)の混合物(廃蛍光管)

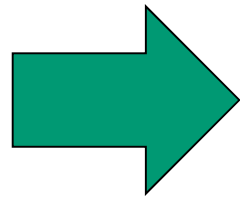
※(水銀使用製品産業廃棄物を含む)の表記も必要に応じて行う。

- ⑩欄

商品名等ではなく一般的な処理方式を記載

脱水⇒スクリーンプレス、遠心脱水方式

破碎⇒ジョークラッシャー、インパクトクラッシャー

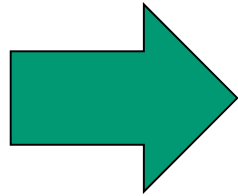


## 資料17ページ

様式第7号  
第一面

- ⑫欄

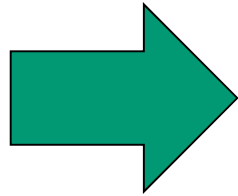
水素イオン濃度	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	30mg/L
化学的酸素要求量	30mg/L
浮遊物質	60mg/L
ルルハサ抽出物質含有量 (鉱油)	5 mg/L
- ⑪～⑭欄  
排水 ⇒処理工程の排水、**廃棄物に接した雨水**



## 資料18ページ

様式第7号  
第二面

- ①、②欄  
「放流水の水質『等』」  
⇒ 騒音・振動など施設に応じた項目を含む
- ⑤欄  
製品の規格外品の処分方法の記載が必要
- ⑦欄  
施設稼働時間とは、必ずしも一致しない

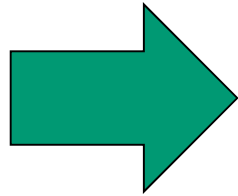


## 資料19ページ

様式第8号  
(1)

- ①欄
  - ・ (2) 様式第8号(2)、様式第8号(3)、②欄との整合
  - ・ (3) 製品の規格  
規格外品の処分方法  
⇒様式第7号第二面 (P18⑤欄) との整合
  - ・ (6) 分別・選別について契約上の取り扱い
- ②欄 (作業のフローシート)  
廃棄物の排出、運搬、協議施設での処理、運搬、搬出先  
までを示したもの。

処理内容を詳しく記載したものが、添付書類の「処理工程図」



## 資料20ページ

様式第8号  
(2)

- ③欄

様式第7号第一面 (P16⑦欄)

様式第8号 (1) (P19①欄) との整合

- ④欄

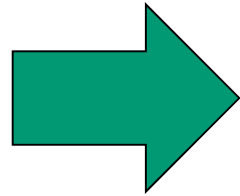
この数値から、保管上限量を算出する

【例】積み替え保管施設

受託予定数量 300 t / 月

1日当たり平均搬出量  $300 \text{ t / 月} \div 30 \text{ 日 / 月} = 10 \text{ t / 日}$

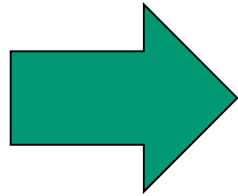
保管上限 (7日分)  $10 \text{ t / 日} \times 7 \text{ 日} = 70 \text{ t}$



資料21ページ

様式第8号  
(3)

- 処分先が県外の場合は、  
産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付

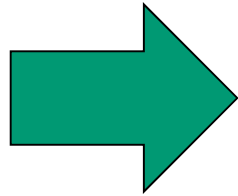


## 資料22ページ

様式第9号

- 様式欄外 備考
  - ・ 事前説明対象者一覧表を作成して添付する(任意様式)
  - ・ 事前説明に使用した資料を1部添付する  
⇒所要の事項の記載が必要 (資料P13)

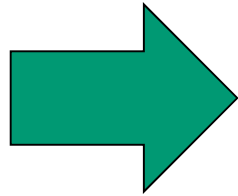




## 資料23ページ

様式第10号  
(1)

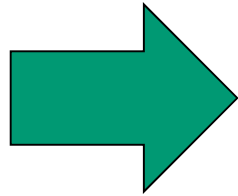
- ②欄  
既存施設(住宅、学校など)の位置は、見取図に記載が必要
- ④欄  
放流水がない場合、記載不要
- ⑤、⑥欄  
積み替え保管施設の場合は、記載不要



## 資料24ページ

様式第10号  
(2)

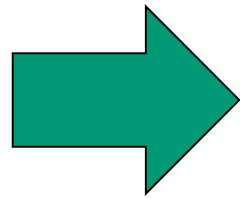
- 上欄の記載例
  - ・ 粉じん  
破砕作業時に発生し、近隣住宅で□□のおそれがある
  - ・ 騒音、振動  
破砕作業時に発生し、近隣住宅で□□のおそれがある
  - ・ 悪臭  
廃棄物の性状から発生しない
  - ・ 水質汚濁  
放流先水路の水量が少ないため、放流水により水路の水質が悪化するおそれがある
  - ・ 収集運搬車両の通行により、□□と予想される



## 資料25ページ

様式第11号

- 「変更前」欄について
  - ・ 過去協議の結果と整合させて、記載する
  - ・ 過去協議との整合がない場合、事前協議なしの変更や無許可変更の可能性があるため、不明事項照会の対象になる



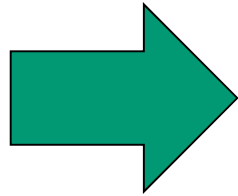
## 資料26～37ページ

### 施設設置の計画書

様式第12号 積替え保管施設

様式第13号 中間処理施設

様式第14号 最終処分場



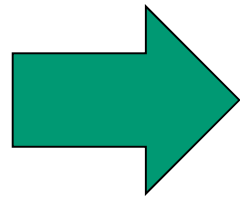
## 資料26ページ

様式第12号  
第一面

様式第12号

積替え保管施設

- ①欄
    - 様式第7号第一面 (P16⑦)
    - 様式第8号(1) (P19①)
    - 様式第8号(2) (P20③)
- } との整合
- ⑤欄
    - 借地の場合、賃貸契約書の写しなどを添付
    - ※契約締結が不可能な場合は、土地所有者の意思  
が確認できる書類

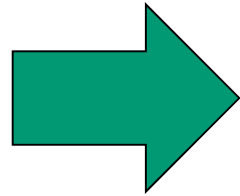


## 資料27ページ

様式第12号  
第二面

### 様式第12号 積替え保管施設

- ①、④、⑤欄
  - ・規格・材質・高さが2種類以上あるときは、分けて記載
  - ・平面図にも記載
- ②、③欄  
安定型（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類）以外の廃棄物では保管場所に屋根が必要

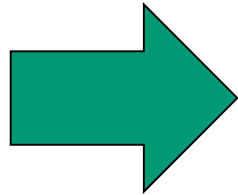


資料28ページ

様式第12号  
第二面

様式第12号 積替え保管施設

- ⑭欄  
様式第7号第二面 (P18①、②) との整合



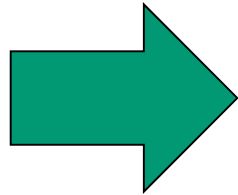
## 資料29ページ

様式第12号  
第三面

様式第12号 積替え保管施設

- 保管場所ごとに作成
- 立札の大きさは確定させる
- 「高さの上限」は、保管計画図で確認できること  
規定の勾配に基づいた高さになっていること
- 「保管量の上限」は、保管容量計算書で確認できること  
様式第8号(2)(P20④)に基づく計算との整合





## 資料30ページ

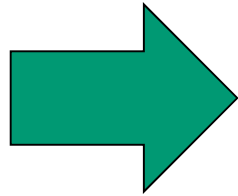
様式第13号  
第一面

様式第13号

中間処理施設

- ①欄
  - 様式第7号第一面 (P16⑦)
  - 様式第8号(1) (P19①)
  - 様式第8号(2) (P20③)
- ⑤欄
  - 借地の場合、賃貸契約書の写しなどを添付
  - ※契約締結が不可能な場合は、土地所有者の意思  
が確認できる書類

との整合

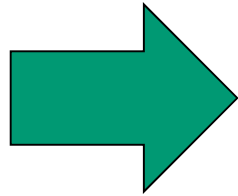


## 資料31~32ページ

様式第13号 中間処理施設

様式第13号  
第二面

- ①、③、④欄
  - ・規格・材質・高さが2種類以上あるときは、分けて記載
  - ・平面図にも記載
- ②欄
  - ・保管場所ごとに作成
  - ・大きさは確定させる
  - ・「高さの上限」、「保管量の上限」は、保管計画図保管容量計算書で確認できること

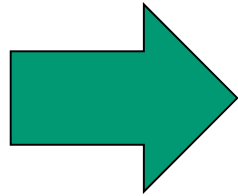


## 資料33ページ

様式第13号  
第三面

様式第13号 中間処理施設

- ④欄
  - ・ 破砕施設の場合、「敷地境界」における騒音振動の予測計算結果を添付する
- ⑥欄
  - ・ 施設の種類に応じて、「臭気」も記載する
- ⑤、⑥欄  
様式第7号第二面 (P18①、②) との整合



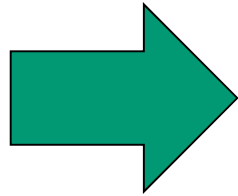
## 資料34ページ

様式第14号  
第一面

様式第14号

最終処分場

- ①欄
    - 様式第7号第一面 (P16⑦)
    - 様式第8号(1) (P19①)
    - 様式第8号(2) (P20③)
- } との整合
- ②欄  
借地の場合、賃貸契約書の写しなどを添付  
※契約締結が不可能な場合は、土地所有者の意思  
が確認できる書類



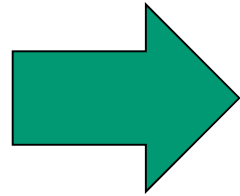
## 資料35～37ページ

様式第14号  
第二～四面

- 33ページ ②、③欄
- ・ 添付書類「地質調査報告書」をもとに記載

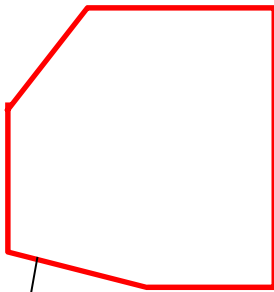
⇒資料 P 41 表中28番を参照し、所定の方法で調査を実施する。

- 34～35ページ
- ・ 最終処分場特有の設備に注意
- ・ 資金調達、跡地利用も記載（P 37⑫、⑬）



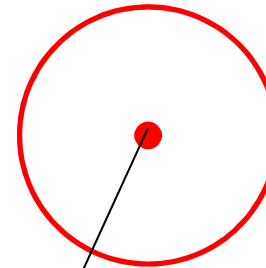
## 資料39ページ

- 12 位置図



施設設置事業場用地

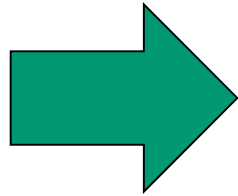
または



施設設置事業場用地

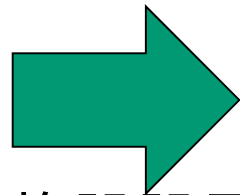
- 13 見取図

- ・ 記載事項の記入着色
- ・ 事前説明の対象（住宅等）が読み取れること



## 資料39ページ

- 14 構造図
  - ・処理能力計算の根拠となった寸法が確認できること
  - ・破砕施設の場合、散水装置等の記載
- 16 公図
  - ・記載事項の記入着色
  - ・公図（原本） + 公図コピーに作図したもので可
- 18 求積図
  - ・様式第7号第一面 事業場面積との整合

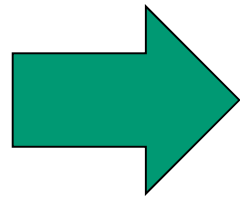


## 資料40ページ

- 20 施設設置事業場 平面図
  - ・実測平面図であること
  - ・変更の場合は、変更前、変更後を添付する  
⇒変更前の図面は、過去の事前協議との整合
- 21 施設設置事業場 縦横断図
  - ・土木工事がある場合に添付
- 22 処理工程図
  - ・協議施設での「受入から搬出まで」を工程ごとに記載
  - ・様式第8号（1）の処理フロー図とは別のもの(P19②)

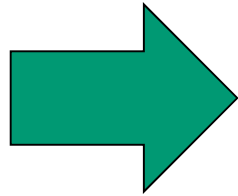
【例】 搬入 ⇒ 確認・計量 ⇒ 保管 ⇒ 破砕 ⇒ . . . ⇒ 搬出





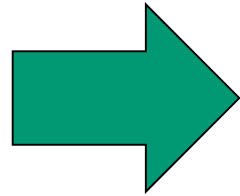
## 資料40～42ページ

- 23～29 最終処分場の場合の添付書類
  - ・ 現況平面図、埋立平面図、横断図、縦断図など土木図面
  - ・ 事業計画工程書など、長期的な工事計画



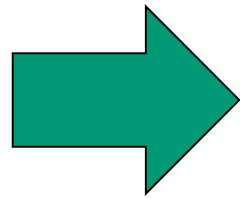
## 資料42ページ

- 30 設計計算書・仕様書
  - ・ 処理能力計算書  
⇒カタログ値ではなく、算定過程がわかる書類  
使用数値の根拠資料も提出
  - ・ 敷地境界における騒音振動の予測計算書
  - ・ 保管場所の囲いに廃棄物の荷重が直接かかる場合  
囲いの安定計算書
  - ・ (最終処分場) 擁壁等流出防止設備の構造計算書



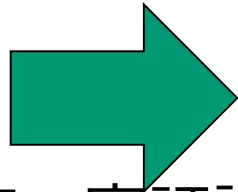
## 資料42ページ

- 31 管理体制系統図
  - ・夜間、異常時の添付を忘れずに。
- 32 運転管理仕様書
  - ・管理目標値 との**整合**
  - ・点検検査回数 との**整合**



## 資料42~43ページ

- 33 保管計画図
  - ・ 保管場所の平面図と**立面図**
  - ・ 屋外、容器を使わない、の場合、高さ制限に注意  
⇒保管平面図と勾配の基準から、高さ上限が決まる
- 34 保管面積・保管容量計算書
  - ・ 保管計画図、平面図との**整合**
  - ・ 保管上限を超えないこと  
⇒様式第8号(2)(P20④)を根拠に計算
  - ・ 積替え保管施設は、様式第7号第一面(P15⑤)との**整合**
  - ・ **内寸、外寸に注意**



## 資料43ページ

- 35 実証試験結果及びその評価
  - ・ 県内での事例がない場合に添付
- 36 標準作業書
  - ・ 自動車リサイクル施設の場合、必要
- 移動式施設の場合
  - 事業場用地に係る書類は駐機場所について作成
  - 事業場平面図は、移動式破碎を行う場合の標準的配置図も作成